

広島県告示第千八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十三年十二月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年十二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
三次市日下町四四六番五地先から 三次市日下町四八〇番四地先まで	〇 一・二〇 一・一〇 六五・七	〇 一五・〇〇 一七三・六	幅員減少 不用物件延長 五七二・〇〇 メートル 一般国道四三 三号及び一般 国道四三四号 と重複
	五五三・〇〇	五五三・〇〇	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	

三 道 路 の 区 域		一 道 路 の 種 類	
三 次 市 日 下 町 四 八 七 番 一 地 先 か ら 三 次 市 日 下 町 字 赤 奴 谷 九 九 番 一 地 先 ま で		一 道 路 の 種 類 一 般 国 道	
二 路 線 名 四 三 四 号		二 路 線 名 四 三 四 号	
三 道 路 の 区 域		三 道 路 の 区 域	
区	間	新 旧 の 別	新 旧
三 次 市 日 下 町 四 八 七 番 一 地 先 か ら 三 次 市 日 下 町 字 赤 奴 谷 九 九 番 一 地 先 ま で		新	旧
		○ 〽 一 一 ・ 二 〇 〽 六 五 ・ 七	○ 〽 一 五 ・ 〇 〇 〽 七 三 ・ 六
		五 五 三 ・ 〇 〇	五 五 三 ・ 〇 〇
		幅員減少 不用物件延長 五七二・〇〇 メートル 一般国道三七 五号及び一般 国道四三三号 と重複	幅員減少 不用物件延長 五七二・〇〇 メートル 一般国道三七 五号及び一般 国道四三三号 と重複
		備 考	備 考

三 道 路 の 区 域		一 道 路 の 種 類	
三 次 市 日 下 町 四 八 七 番 一 地 先 か ら 三 次 市 日 下 町 字 赤 奴 谷 九 九 番 一 地 先 ま で		一 道 路 の 種 類 一 般 国 道	
二 路 線 名 四 三 四 号		二 路 線 名 四 三 四 号	
三 道 路 の 区 域		三 道 路 の 区 域	
区	間	新 旧 の 別	新 旧
三 次 市 日 下 町 四 八 七 番 一 地 先 か ら 三 次 市 日 下 町 字 赤 奴 谷 九 九 番 一 地 先 ま で		新	旧
		○ 〽 一 一 ・ 二 〇 〽 六 五 ・ 七	○ 〽 一 五 ・ 〇 〇 〽 七 三 ・ 六
		五 五 三 ・ 〇 〇	五 五 三 ・ 〇 〇
		幅員減少 不用物件延長 五七二・〇〇 メートル 一般国道三七 五号及び一般 国道四三三号 と重複	幅員減少 不用物件延長 五七二・〇〇 メートル 一般国道三七 五号及び一般 国道四三三号 と重複
		備 考	備 考